

平成 24 年 10 月 26 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、「有価証券上場規程」の一部改正を行います。
概要は次のとおりです。

「有価証券上場規程」の一部改正について
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記のうえ、下記要領にて、
平成 24 年 11 月 15 日（木）までに提出して下さい。
公表資料は、本所ホームページ (<http://www.sse.or.jp/>) において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 24 年 11 月 15 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部
F A X : 0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 24 年 11 月 15 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

「有価証券上場規程」の一部改正について

平成24年10月26日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣 旨

本所は、「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」において取りまとめられ、平成24年6月に公表された「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」を受け、本所が開設する新興・成長企業を対象とする市場であるアンビシャスの位置づけ等について検討を行い、アンビシャスを「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」として市場コンセプトを再確立するとともに、その具体策として、アンビシャスから本則市場への市場変更を促進するための対応を本年6月に実施しました。

今回、アンビシャスから本則市場への上場市場の変更申請について、早期にステップアップを可能にするため、上場後1年間以上を経過していない場合には申請できない現行規定を見直し、上場後1年間以上を経過していなくても申請できるよう「有価証券上場規程」の一部を改正することとします。

II. 内 容

項 目	内 容	備 考
○ 上場市場の変更	上場有価証券のアンビシャスからの上場市場の変更(アンビシャス上場銘柄をアンビシャスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。)は、上場有価証券の発行者からの申請により行なうものとする。	現行の、上場市場の変更は、上場後1年間以上を経過していない場合には、申請できないものとする規定を改正することとします。
○ 名称変更	「既存市場」を「本則市場」に名称を変更する。	

III. 実施時期

平成24年12月を目処に実施します。

以 上